

3 東京一極集中の是正

(1) 新たな過疎対策法の制定

国への提案事項

1 新たな法の制定

- 現行過疎対策法が令和2年度末に法期限を迎えることから、都市部にはない魅力が将来に引き継がれ、過疎地域での暮らしに誇りを持ち続けることができる、新たな法を制定すること。

2 指定対象地域

- 新たな過疎対策法においても、現行法で指定されている過疎地域(全域過疎地域及び一部過疎地域)について、引き続き指定対象とすること。

3 過疎対策事業への支援

- 新たな過疎対策法においても、過疎市町が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充をすること。
(公共施設の除却に要する費用への措置やソフト事業分の限度額緩和 など)
- 地域の課題解決に資する「Society5.0」の実現に向け、革新的技術の過疎地域への積極的な導入を図ること。

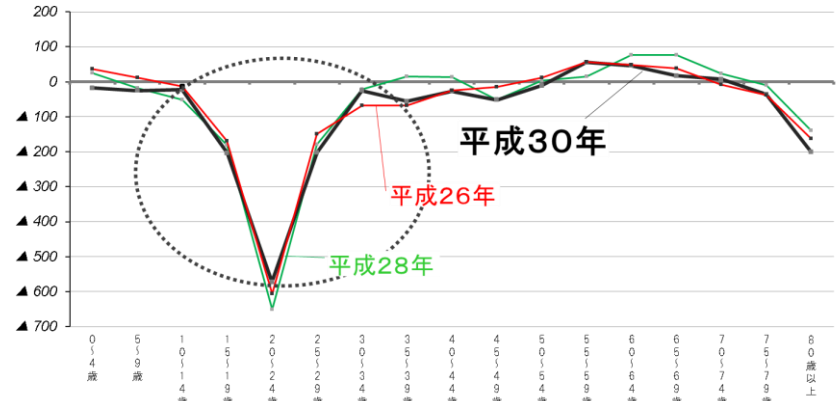
【提案先省庁：総務省】

3 東京一極集中の是正 (1) 新たな過疎対策法の制定

課題

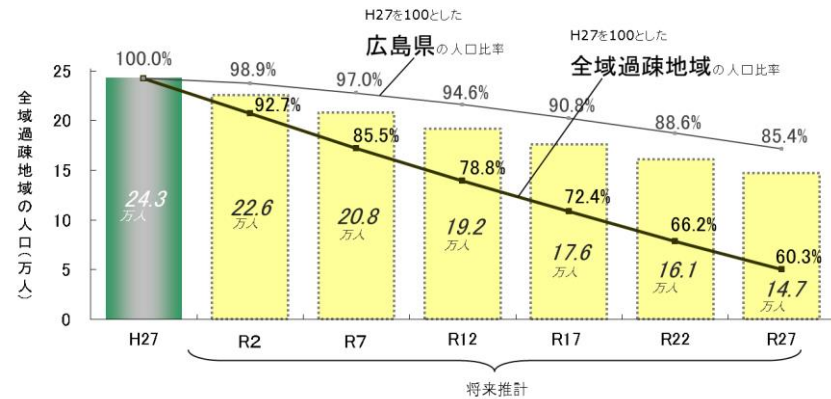
- 転出超過の約9割を30歳代までが占めており、この状態が続けば、人口の再生産が進まなくなることが懸念される。
- そうした現状の中で、過疎地域の魅力を強みとして、地域に暮らす人々が将来に向けた展望を描いていくためには、都市部とのつながりの中で、地域の特性が活かされ、多様なライフスタイルを実現できる活力に満ちた地域として、地域内外の人々から選択されるよう、総合的な対策を講じていく必要がある。
- 特に「Society5.0」の実現は、過疎地域こそ遠隔医療やスマート農業といった先端技術の活用により大きな効果がもたらされ、新たな価値を生み出すことにもつながっていくことから、これを導入するための基盤を整え、人口減少下においても、地域の暮らしを支えていくための社会実装に取り組んでいく必要がある。

社会移動による年齢別転出入(県内全域過疎市町)



出典:総務省「住民基本台帳人口移動報告」

人口の将来推計



出典:H27 総務省「国勢調査」

R2以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年度)」

3 東京一極集中の是正

(1) 新たな過疎対策法の制定

(参考) 広島県の取組内容

過疎地域が大半を占める中山間地域の価値や豊かさを、県民の共有財産として理解し合い、次の世代にしっかりと引き継いでいくため、「中山間地域振興計画」を策定し、計画に基づいた取組を推進している。

○ 中山間地域振興条例 (平成25年10月制定)

○ 中山間地域振興計画 (平成26年12月策定)

～ 条例に基づき、今後の中山間地域の振興に当たって、県民、市町、県が連携、協働しながら、総合的な取組を進めていくための基本計画として策定

計画期間

平成27年度～令和2年度(6年間)

目指すべき中山間地域の姿

里山・里海に象徴される人と自然が作り出す中山間地域ならではの環境が、内外の人々により引き継がれる中で、

**将来に希望を持ち、安心して心豊かに、
笑顔で幸せな生活を営むことができる中山間地域**

中山間地域ならではの特性を「強み」に
3つの好循環で100年続く種をまく！

